官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔法規的告示〕
○道路交通法第百十条第一項の規定に基づき自動車専用道路を指定する件（平成十一年国家公安委員会告示第十六号）の一部を改正する件（国家公安委五一）　一
○気象測器の型式証明をした件（気象庁六）　二
〔その他告示〕
○高速自動車国道に関する件（国土交通一三三〇）　三
○排出ガス対策型原動機の認定に関する件（同一三三一）　三
○賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律施行規則第十四条第一号の登録証明事業にかかる登録証明事業登録簿に掲げる事項の変更の届出があった件（同一三三二）　三
○賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律施行規則第十四条第二号の指定講習にかかる指定簿に掲げる事項の変更の届出があった件（同一三三三）　三
○道路に関する件（関東地方整備局二三九～二四三）　三
〔国会事項〕　四
〔人事異動〕
法務省　最高裁判所　四
〔叙位・叙勲〕　四
〔褒賞〕　四
〔皇室事項〕　四
〔官庁報告〕
官庁事項
嘉手納弾薬庫地区の一部土地に関する裁決の申請に関する公告（防衛省）　四
労働
最低賃金の改正決定に関する公示（宮城労働局最低賃金公示四、山口同三）　五
国家試験
令和八年度放射線取扱主任者試験合格者（原子力規制委員会）　五
重要無形文化財の指定及び保持者の認定の件（文部科学省告示配一二）　七
〔公告〕　七
官庁
建設業の許可の取消処分、登録政治資金監査人登録関係　七
諸事項
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、特別清算、再生、所有者不明関係　八
会社その他　八

法規的告示

○国家公安委員会告示第五十一号

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第百十条第一項の規定に基づき、平成十一年国家公安委員会告示第十六号（道路交通法第百十条第一項の規定に基づき自動車専用道路を指定する件）の一部を次のように改正する。

令和八年十一月六日

国家公安委員会委員長　**葉梨　康弘**

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
国家公安委員会が指定する自動車専用道路は、次に掲げるものとする。 一　次の表の上欄に掲げる一般国道（道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三条第二号に規定する一般国道をいう。）のうち、同表の下欄に掲げる区間内の自動車専用道路である部分	国家公安委員会が指定する自動車専用道路は、次に掲げるものとする。 一　［同上］

路線名	区間
［略］	
四百六十八号	茅ヶ崎市から海老名市門沢橋まで
	海老名市中新田から千葉県香取郡多古町まで
	東金市から木更津市まで
［略］	

［二～四　略］

路線名	区間
［同上］	
四百六十八号	茅ヶ崎市から海老名市門沢橋まで
	海老名市中新田から成田市まで
	東金市から木更津市まで
［同上］	

［二～四　同上］

備考　表中［　］の記載は注記である。

附　則

この告示は、令和八年十一月七日から施行する。

○気象庁告示第六号

気象業務法（昭和二十七年法律第百六十五号）第三十二条第一項の規定に基づき、次のとおり気象測器の型式について型式証明をしたので、気象測器検定規則（平成十四年国土交通省令第二十五号）第二十三条第一号の規定に基づき、告示する。

令和八年十一月六日

気象庁長官　野村　竜一

型式証明番号	気象測器の種類及び型式	型式証明を受けた者の住所	型式証明を受けた者の氏名又は名称	型式証明をした日
第26502号	電気式日射計の感部（デジタル型のもの）（全天）ＭＳ－80ＳＪ	東京都渋谷区幡ヶ谷一丁目21番８号	英弘精機株式会社	令和８年10月19日